

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第3（第12条、第23条関係）					別表第3（第12条、第23条関係）						
1・2 [略]					1・2 [略]						
3 岩手県立御所湖広域公園					3 岩手県立御所湖広域公園						
(1)・(2) [略]					(1)・(2) [略]						
(3) その他の有料公園施設					(3) その他の有料公園施設						
公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料	公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒					一 般	学生及び生徒	
[略]					[略]						
艇庫	[略]			[略]	艇庫	[略]			[略]	[略]	
	シェルフォア又はコードブルを保管する場合	[略]				シェルフォア又はクオドルプルを保管する場合	[略]				
	[略]					[略]					
	カナディアンダブルを保管する場合	[略]				カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	[略]				
[略]					[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。